

学校法人日本工業大学 コンプライアンスに関する基本規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本工業大学（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスに関する基本となる事項を定めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行を図り、法令等遵守に基づく学校法人運営の適切性と透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、コンプライアンスとは、法令及び本法人の規程、ルール等、その他の社会規範（以下「法令等」という。）を遵守することをいい、コンプライアンスを本法人の運営における最重要課題として位置づける。

(適用範囲等)

第3条 この規程の適用範囲は、専任、非常勤、臨時等を問わず、本法人に就労する全ての役員、教職員（以下「役職員等」という。）に適用する。

2 この規程の定めにかかわらず、他の規程、ルール等において、コンプライアンスへの取り組み等について別段の定めがあるときは、当該規程・ルール等の定めるところによる。

(行動指針)

第4条 本法人の役職員等の行動指針を次の各号の通りとする。

- (1) 社会的責任と公共的使命を認識し、法令等を遵守する
- (2) 基本的人権を尊重し、安全かつ健全な環境の構築に努める
- (3) 教育と研究の質の向上に努め、社会の発展に貢献する人材を育成する
- (4) 誠実かつ公正な本法人の運営に努め、ステークホルダーとの適正な関係を図る

(推進体制)

第5条 本法人に、コンプライアンスの推進等における最高責任者として「コンプライアンス最高責任者」を置き、理事長をもって充てる。

2 本法人および日本工業大学（以下「大学」という。）、日本工業大学駒場中学・高等学校（以下「中高」という。）に、コンプライアンス最高責任者の命を受け、コンプライアンスの推進等を統括する「コンプライアンス統括責任者」を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本法人 : 学園事務局長
- (2) 大学 : 学長
- (3) 中高 : 校長

3 本法人および大学、中高において、コンプライアンス統括部門は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 本法人 : 学園事務局
- (2) 大学 : 総務部
- (3) 中高 : 事務局

(コンプライアンス委員会)

第6条 本法人に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) コンプライアンス最高責任者
 - (2) コンプライアンス統括責任者
 - (3) 大学総務部長
 - (4) 中高事務長
 - (5) その他、理事長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、コンプライアンス最高責任者をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 4 委員会に副委員長を置き、コンプライアンス統括責任者をもって充てる。
 - 5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) コンプライアンスに係る基本方針及び統括に関する事項
- (2) コンプライアンスに係る体制に関する事項
- (3) コンプライアンスに係る啓発に関する事項
- (4) その他、コンプライアンスに係る重要事項

(コンプライアンスに反する事案に関する報告及び通報)

第8条 本法人の役職員等は、コンプライアンスに反する事案又はその疑いのある事案が発生した場合若しくはその情報に接した場合には、速やかに所属する部署の所属長又はコンプライアンス統括部門への報告、又は当該事案に係る規程・ルール等において定める通報窓口への報告を行うものとする。

- 2 前項の事案の報告を受けた所属長はコンプライアンス統括部門に報告し、コンプライアンス統括部門は、当該事案の発生又はその疑いがあると認めたときは、速やかにコンプライアンス統括責任者に報告するとともに、組織として迅速、かつ適切に事案に対応するものとする。
- 3 コンプライアンス統括責任者は、前項の規定によりコンプライアンスに反する事案の発生を認識したときは、速やかに当該状況及び対応状況等について、コンプライアンス最高責任者に報告するものとする。

4 前各項の定めにかかわらず、学校法人日本工業大学公益通報に関する規程の定めるところにより、法令違反行為に関する通報及び相談を行うことができる。

(是正措置)

第9条 コンプライアンス最高責任者は、コンプライアンスに反する事案の報告を受けたときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(プライバシーの保護)

第10条 この規程に定めるところにより設置される委員会の委員、その他この規程の運用に関する者は、第8条の通報を行った者等のプライバシーの保護に十分配慮する。

(不利益取り扱いの禁止)

第11条 誠実かつ正当な目的で法令等に反する情報等を提供した役職員等に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いをしてはならない。

(その他)

第12条 この規程に関する事務局は、学園事務局が行う。

(改廃)

第13条 この規程に関し必要がある場合は、理事会の議を経て改廃する。

付 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

コンプライアンス体制の概要

